

	(1) 3日以内の期間	11,211点		11,393点
	(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点		10,316点
	(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点		9,046点
	ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
	(1) 3日以内の期間	11,211点		11,393点
	(2) 4日以上7日以内の期間	10,151点		10,316点
	(3) 8日以上14日以内の期間	8,901点		9,046点
	(4) 15日以上60日以内の期間	7,901点		8,030点
【注の見直し】	注6 注5に規定する加算を算定する保険医療機関において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り所定点数に5,000点を加算する。		→	注6 当該保険医療機関において、急性薬毒物中毒の患者に対して救命救急医療が行われた場合には、入院初日に限り、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。 イ 急性薬毒物中毒加算1（機器分析） 5,000点 ロ 急性薬毒物中毒加算2（その他のもの） 350点
A301 特定集中治療室管理料（1日につき）				
【項目の見直し】			→	1 特定集中治療室管理料1 イ 7日以内の期間 13,650点 ロ 8日以上14日以内の期間 12,126点 2 特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料 (1) 7日以内の期間 13,650点 (2) 8日以上14日以内の期間 12,126点

1	特定集中治療室管理料 1	
イ	7日以内の期間	9,211点
ロ	8日以上14日以内の期間	7,711点
2	特定集中治療室管理料 2	
イ	特定集中治療室管理料	
(1)	7日以内の期間	9,211点
(2)	8日以上14日以内の期間	7,711点
ロ	広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1)	7日以内の期間	9,211点
(2)	8日以上60日以内の期間	7,901点

ロ	広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1)	7日以内の期間	13,650点
(2)	8日以上60日以内の期間	12,319点
3	特定集中治療室管理料 3	
イ	7日以内の期間	9,361点
ロ	8日以上14日以内の期間	7,837点
4	特定集中治療室管理料 4	
イ	特定集中治療室管理料	
(1)	7日以内の期間	9,361点
(2)	8日以上14日以内の期間	7,837点
ロ	広範囲熱傷特定集中治療管理料	
(1)	7日以内の期間	9,361点
(2)	8日以上60日以内の期間	8,030点

【注の見直し】

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、必要があつて特定集中治療室管理が行われた場合に、当該基準に係る区分及び当該患者の状態について別に厚生労働大臣が定める区分（特定集中治療室管理料2及び4に限る。）に従い、14日（別に厚生労働大臣が定める状態の患者（特定集中治療室管理料2及び4に係る届出を行った保険医療機関に入院した患者に限る。）にあつては60日）を限度として、それぞれ所定点数を算定する。